

(第二面)

区分 項番 8 1 3 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

許可番号 項番 8 2 3 国土交通大臣 知事 許可 (一般 特) 第 5 10 号 許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 8 3 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) (2. 特定) 変更前 3 5 10 15 20 25 30

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 8 4 フリガナ 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

内容 従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 3 5 都道府県名 市区町村名 従たる営業所の所在地 8 6 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40 郵便番号 8 7 3 5 6 電話番号 10 15 20 営業しようとする建設業 8 8 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) (2. 特定) 変更前 3 5 10 15 20 25 30

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 8 4 フリガナ 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

内容 従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 3 5 都道府県名 市区町村名 従たる営業所の所在地 8 6 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40 郵便番号 8 7 3 5 6 電話番号 10 15 20 営業しようとする建設業 8 8 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) (2. 特定) 変更前 3 5 10 15 20 25 30

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 8 4 フリガナ 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

内容 従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 3 5 都道府県名 市区町村名 従たる営業所の所在地 8 6 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40 郵便番号 8 7 3 5 6 電話番号 10 15 20 営業しようとする建設業 8 8 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) (2. 特定) 変更前 3 5 10 15 20 25 30